



参議院議員 島村 大 レポート

2015年 8月号 vol.15

発行元：自民党神奈川県参議院選挙区第三支部

◆島村大 現在の主な役職◆

- 〈参議院〉厚生労働委員会、予算委員会、ODA 特別委員会 各委員
国の統治機構調査会理事
- 〈自民党〉厚生労働部会副部長、厚生関係団体委員会副委員長、
国際局次長、行革推進本部幹事
- 〈その他〉国民歯科問題議員連盟事務局次長

暑い日が続いていますが皆様お元気でお過ごしでしょうか。心よりお見舞い申し上げます。
国会では安全保障関連法案や労働者派遣法といった重要法案が参議院に送られ、緊張の日々が続いています。反対のご意見も少なくないこれらの法案、与党議員として、まだまだ国民の皆様のご理解が深まっていないことを真摯に受け止めています。

皆様のお声を聞きながら、今後もわかりやすく丁寧な説明を心がけ、お伝えして参ります。

8月4日、労働者派遣法改正案について質問しました<参議院厚生労働委員会>

正社員になりたい人は正社員に、 派遣で働きたい人には待遇アップを

現在、派遣で働く方々は約120万人。そのうちの半数が本当は正社員になりたい方々。もう半数は好きな時間に働きたい、専門性を活かしたいなど、派遣という働き方を選んでいる方々です。正社員になりたい人にはその道を開き、派遣で働きたい人には待遇アップを、というのが今回の法改正の趣旨です。個人の希望を叶いやすくするための法案であることを、あらためて塩崎厚生労働大臣から説明頂きました。

また、懸念の一つが、すべての業種が3年の期間制限の対象となり、職場を転々とせざるをえなくなるのではないかと指摘です。とりわけ40代以上の方々は、雇止めも含め心配されています。政府に対応を尋ねたところ、労働者派遣法に基づく「派遣先指針」では、派遣先は働く方を若年者に限ることは禁止されていて、都道府県労働局に、それらを厳しく指導監督する「受給調整指導官」が配置されているとのことでした。そういった機関の存在の周知も大切だと述べました。



7月13日(月)7:00AM



7月21日(火)6:30AM



7月27日(月)7:00AM

週はじめの朝、JR保土ヶ谷駅前前で挨拶をさせて頂いています。国政の話もしております！
お通りの際は、ぜひお声をかけください。

◇ 参議院議員 島村 大 事務所 ◇

【神奈川県事務所】横浜市保土ヶ谷区帷子町1-40-1-2F

【国会事務所】千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館415号室

<https://www.shimamuradai.jp/>

TEL 045-333-1800/FAX 045-333-1820

TEL 03-6550-0415/FAX 03-6551-0415

平和安全法制は、抑止力をさらに高めて、戦争が起きないようにするものです。

平和安全法制のポイント

日本を守るために集団的自衛権の行使を限定的に容認します

日本の同盟国や友好国が攻撃を受け、それが日本の存立も脅かすような「新3要件」にあたる場合に限り、日本防衛のための自衛の措置として、必要最小限の武力の行使ができるようにします。

平和と安全を守る活動への支援を拡充・迅速化します

日本の平和と安全に重要な影響を与える事態では、自衛隊による外国の軍隊への後方支援（補給・輸送・医療など）が円滑に行えるようにします。ただし、戦闘現場では支援活動を行いません。同様の後方支援を、国際社会の平和と安全を脅かす事態でも行えるようにするため、新しい法律をつくります。

国際貢献を拡大します

紛争後の国際貢献として、自衛隊がこれまで参加してきた国連PKOに加え、有志国が実施する類似の活動にも、PKOと同様の条件を満たせば、参加できるようにします。また、付近で活動中の日本人ボランティア等に危険が及ぶような時は、自衛隊が駆けつけて警護できるようにし、そのようなケースに限り、武器の使用制限を緩和します。

離島警備の迅速な出動と在外邦人の救出を可能にします

軍隊ではない武装集団が離島を不法占拠するようなケースで、警察の対処能力を超えるような場合は、迅速に自衛隊が出動できるようにします。また、海外の日本人に危害が及びそうな時、その国の同意を得るなどの一定の条件のもと、自衛隊が救出に向かうことを可能にします。

「新3要件」や国会承認などの厳しい歯止めがあります

今回の平和安全法制には、厳しい歯止めをかけていますので、むやみに自衛隊を出すことはできないようにしています。国際貢献でも「参加5原則」などを満たす場合に限られ、外国の軍隊への後方支援は「国会の承認」を得なければなりません。武力を行使するような場合は「新3要件」を満たすことに加え、「国会の承認」も必要となります。

Q 抑止力って、何ですか？

A 外国からの攻撃に万全の備えがあることを相手に示して、日本への攻撃を事前にあきらめさせることです。まさに、「スキのない構え」です。

平和安全法制の目的は、憲法と専守防衛の範囲内で、抑止力を高めて戦争を未然に防ぐことにあります。世界中の国が、外交と抑止力の両面で戦争を防いでいます。特に、戦争を放棄した日本にとって、武力の行使は自衛に限った最後の手段です。戦わずして攻撃を事前に防げるかどうかのカギになります。今回の平和安全法制で抑止力はさらに高まり、日本が攻撃を受けるリスクは大幅に低下します。

武力を行使する際の厳しいルール

「新3要件」

1. 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
2. これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

Q そんなに日本に危険が迫っているのですか？

A 日本周辺の状況の悪化に加え、時代背景も大きく変わりました。

北朝鮮は核実験を繰り返し、日本全土を射程に入れたミサイルを配備しました。中国は急速に軍備を増強しつつ、頻りに尖閣諸島の日本領海に公船を侵入させています。自衛隊の緊急発進（スクランブル）の回数も、10年前の7倍です。一方、この地域でのアメリカの影響力にも変化がみられます。さらに、軍事技術の大幅な進歩に、宇宙・サイバーなど新たな分野も加わり、世界中のどこからでも日本の安全が脅かされる時代になっています。

Q 集団的自衛権って例えば何をやるのですか？

A 日本人の命を守るための非常に限定的な活動です。

例えば、朝鮮半島でアメリカを交えた紛争が発生し、避難する日本人を乗せたアメリカの輸送艦が公海上で攻撃を受けた場合、この船と日本人を自衛隊が守ることができるようになります。また、重要な海峡が機雷で封鎖されて日本への石油やガスが途絶え、国民の生死にかかわる明らかな危険がある場合、停戦前でも機雷の除去作業ができるようになります。

Q アメリカの要請を断れず、関係ない戦争に巻き込まれないか、心配です。

A 絶対にありえません。新たな日米合意の中にも「日本が武力を行使するのは、日本国民を守るために限る」と、はっきりと書き込んでいます。

集団的自衛権の行使は、憲法と平和安全法制で日本独自の厳しいルールを定め、日本防衛のための自衛の措置として、「新3要件」を満たす場合に限っています。仮にアメリカから、要件に該当しない武力の行使の要請があったとしても、断るのは当然です。ですから、かつての湾岸戦争やイラク戦争のようなものに自衛隊が参戦することは絶対にありません。

Q 徴兵制になって、若者が戦地に送られるって本当？

A 大きな間違いです。徴兵制は憲法で許されません。

そもそも、近年は軍事技術の高度化によってプロシカ扱えない装備がほとんどで、徴兵制を導入する意味は少なくなっています。日本を含めた先進7カ国で徴兵制の国はなく、その他の国も志願制に移行しつつあります。